

○加西市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の婚姻に伴う新生活を支援することにより、本市における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を補助することについて、加西市補助金等交付規則(平成30年規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新たに契約した市内の住宅物件の賃借に係る敷金、礼金及び仲介手数料の合計額をいう。
- (3) 引越費用 婚姻を機に新たに市内に取得した住宅又は市内の賃貸住宅物件に引っ越しするために、引越業者又は運送業者への支払いその他引っ越しに要する費用をいう。
- (4) 市税等 市税その他市の債権に係る徴収金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 新婚世帯の総所得金額(夫婦の令和2年分の総所得金額の合算額をいう。以下同じ。)が400万円未満であること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、それぞれの計算方法により算出して得た額が、400万円未満であること。
 - ア 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職である場合 離職した者の総所得金額を0円とみなして算出して得た額
 - イ 夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合 新婚世帯の総所得金額から貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た額
- (2) 補助金の申請日において夫婦の双方又は一方の住所が当該住宅の住所となっていること。
- (3) 婚姻日において夫婦のいずれの年齢も39歳以下であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する新婚世帯は、補助対象者としな

- (1) 過去に夫婦のいずれかが結婚新生活支援事業に基づく補助金を受けたことがある新婚世帯
- (2) 夫婦のいずれかに市税等の滞納がある新婚世帯

(3) 他の公的制度による住居費及び引越費用の補助を受けている新婚世帯
(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(消費税及び地方消費税を含む。)は、令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に支払った住居費及び引越費用の合算額とする。ただし、住居費又は引越費用は、補助金の申請日において現に居住している当該住所に係る経費に限る。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、住居費及び引越費用の合計額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、1世帯当たり30万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、加西市結婚新生活支援補助金交付申請書に、次の各号に掲げる書類又はその写しを添えて、令和3年7月1日から令和4年3月31日までの間に、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し及び婚姻後の戸籍謄本
- (2) 所得証明書
- (3) 納税証明書
- (4) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類(貸与型奨学金を返済している場合に限る。)
- (5) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し(住居費の補助金交付を申請する場合に限る。)
- (6) 引越費用に係る領収書の写し(引越費用の補助金交付を申請する場合に限る。)
- (7) 離職票の写し(婚姻を機に離職し、離職票の交付を受けた場合に限る。)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定して、加西市結婚新生活支援補助金交付(不交付)決定通知書により通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、同条第1項の申請内容に変更が生じるときは、速やかに加西市結婚新生活支援補助金変更交付申請書に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、加西市結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求等)

第8条 補助事業者は、第6条第2項又は前条第2項の規定による通知を受けたときは、速やかに加西市結婚新生活支援補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。
(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他この要綱に違反する行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を加西市結婚新生活支援補助金取消通知書により補助事業者に通知するものとする。
(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の支給決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、加西市結婚新生活支援補助金返還命令書により、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第6条第1項の規定による申請に係る補助金の交付については、同日後も、なおその効力を有する。